



目 次

規 則	ページ
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県医療法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施 (統計分析課)	4
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃安全指導委員の委嘱	5
○告示 (道路における危険を防止するための交通誘導警備業務を実施する路線及びその区間) の一部改正	5
落札公告	
○落札者等の公告 (2件) (教育委員会事務局長生涯学習課)	6

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年7月31日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第54号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。
別表中「高知県高知土木事務所」を「高知県高知土木事務所高知県心の教育センター」に、「高知県幡多土木事務所宿毛事務所 高知県心の教育センター」を「高知県幡多土木事務所宿毛事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和2年8月2日から施行する。

高知県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第55号

高知県医療法施行細則の一部を改正する規則

高知県医療法施行細則（平成10年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（外来医療計画に係る届出）

第3条の2 診療所を開設しようとする者は、法第30条の4第2項第10号に掲げる外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（次項において「外来医療計画」という。）で定められた外来医師多数区域において当該地域で不足する医療機能を担うことに係る届出書を当該診療所の所在地を所管する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 病院又は診療所を開設した者は、外来医療計画で定められた医療機器を共同で利用しようとするときは、当該医療機器の共同利用計画に係る届出書を当該病院又は診療所の所在地を所管する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 前2項の規定により知事に提出する書類は、正本及び副本各1通とする。

第10条第10号の次に次の1号を加える。

(10)の2 第3条の2第1項に規定する地域で不足する医療機能を担うことに係る届出書 別記第10号様式の2

第10条第15号の次に次の1号を加える。

(15)の2 第3条の2第2項に規定する医療機器の共同利用計画に係る届出書 別記第15号様式の2

第11条中「第4条の規定による医師の変更の」を「第3条の2第1項及び第2項並びに第4条の規定による知事への」に改める。

別記第10号様式に次の1様式を加える。

第10号様式の2（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

地域で不足する医療機能を担うことに係る届出書

診療所の開設に当たり、高知県外来医療計画において外来医師多数区域として設定された保健医療圏において、当該地域で不足する外来医療機能として位置付けられた医療機能を担うことについて、高知県医療法施行細則第3条の2第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 診療所の概要

- (1) 開設者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称）
- (2) 名称
- (3) 開設の場所及び電話番号
- (4) 開設（予定）年月日
- (5) 診療科目

2 地域で不足する医療機能を担うことについて

- (1) 不足する医療機能を担うことの別
 - ア 担います
 - イ 担いません（担わない理由を記入してください。）
- (2) 担おうとする医療機能
 - ア 初期救急医療（在宅当番医、休日夜間急患センター又は平日夜間小児急患センターへの参加）
 - イ 在宅医療（訪問診療、往診等）
 - ウ 公衆衛生
 - (ア) 産業医
 - (イ) 学校医
 - (ウ) 予防接種

- 注 1 2の(1)欄及び(2)欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 この届出書は、診療所病床設置許可申請書（別記第6号様式）、診療所病床設置届出書（別記第8号様式）又は診療所開設届出書（別記第9号様式）を提出する際に併せて提出してください。

別記第15号様式に次の1様式を加える。

第15号様式の2（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

医療機器の共同利用計画に係る届出書

高知県外来医療計画で定められた医療機器の病院又は診療所における購入又は更新に当たり、当該医療機器の共同利用計画を策定しましたので、高知県医療法施行細則第3条の2第2項の規定により次のとおり届け出ます。

病院又は診療所	開設者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称）	
	名称	
	開設の場所及び電話番号	
	担当者氏名	
	連絡先	
共同利用対象の医療機器	種別	<input type="checkbox"/> マルチスライスCT（64列以上・16列以上64列未満・16列未満）・その他のCT <input type="checkbox"/> MRI（3テスラ以上・1.5テスラ以上3テスラ未満・1.5テスラ未満） <input type="checkbox"/> PET・PETCT <input type="checkbox"/> マンモグラフィ <input type="checkbox"/> 放射線治療（リニアック・ガンマナイフ）
	製作者名	
	型式及び台数	
	設置年月日	年 月 日
共同利用の方針等	共同利用の方針	共同利用を行う ・ 共同利用を行わない
	共同利用に係る規程の有無	有 ・ 無
	共同利用の方法	<input type="checkbox"/> 病院又は診療所による機器使用 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所からの患者の受入れ並びに画像情報及び画像診断情報の提供 <input type="checkbox"/> その他（ ）

	共同利用を行わない場合の理由	
共同利用の相手方の医療機関	名称	開設の場所及び電話番号
医療機器の保守点検の方針	保守点検計画の策定の有無	有 ・ 無
	保守点検の予定時期及び間隔	
画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針（提供方法）	ネットワーク・デジタルデータ（CD・DVD）・紙ベース・その他（ ）	

注 「共同利用の相手方の医療機関」欄は、共同利用計画の策定時点において共同利用が決定している医療機関について記入してください。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

告 示

高知県告示第607号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年7月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
高知県地球温暖化対策実行計画の改定に係る「事業者アンケート調査」
- 2 調査の目的
高知県地球温暖化対策実行計画の見直しに当たり、県内事業者から地球温暖化対策に関する現在の取組状況、今後の意向、課題等を把握し、削減目標の設定及び施策の検討に活用するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
事業者
 - (3) 属性
県内の第2次産業事業者及び第3次産業事業者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 事業所に関する質問
 - イ 地球温暖化問題への認識に関する質問
 - ウ エネルギー管理状況に関する質問
 - エ 地球温暖化対策の取組に関する質問
 - オ 移動の低炭素化に関する質問
 - カ 行政に対する要望等
 - (2) その基準となる期日
調査日現在
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
300事業者
 - (2) 選定方法
県が作成したリストからの有意抽出
- 6 報告を求めために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送による調査

- 7 報告を求める期間
 (1) 調査の周期
 1 回限り
 (2) 調査の実施期間
 令和2年7月31日から同年8月21日まで

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定に基づき、次のとおり猟銃安全指導委員を委嘱する。
 なお、委嘱期間は、令和2年8月1日から令和4年7月31日までとする。

令和2年7月31日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

氏名	活動区域
清岡 重彰	高知地区（高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
杉本宗一郎	高知地区
横山 徹	高知地区
武内 務	高知南地区（条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
谷 巖	高知南地区
岩崎 正一	高知東地区（条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
川村 栄一	高知東地区
清野 明良	高知東地区
佐賀野智也	高知東地区
澤田 義信	高知東地区
高橋 俊介	高知東地区

前田 尊博	高知東地区
弘田 卓司	室戸地区（条例別表に規定する高知県室戸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
未 暁士	室戸地区
影山 敏夫	安芸地区（条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
清岡東洋夫	安芸地区
小松 博	安芸地区
田所 謙二	安芸地区
山内 原收	安芸地区
樫谷 幸男	南国地区（条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
上池 英世	南国地区
小松 良和	南国地区
西 憲一	南国地区
西岡 正泰	南国地区
百田 彰和	南国地区
立仙 光正	南国地区
井上 恵	土佐地区（条例別表に規定する高知県土佐警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
高橋 宗治	土佐地区
筒井 祥夫	土佐地区
松岡 功次	土佐地区
森田 英二	土佐地区
掛水 保男	佐川地区（条例別表に規定する高知県佐川警察

	署の管轄区域をいう。以下同じ。）
佐藤 良一	佐川地区
山中 一夫	佐川地区
田部 義博	須崎地区（条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
中岡 俊輔	須崎地区
宮崎 秀郎	須崎地区
伊賀 信人	窪川地区（条例別表に規定する高知県窪川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
武内 繁雄	窪川地区
山田 隆三	窪川地区
秋田 洋一	中村地区（条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
岡村 好文	中村地区
久保 忠明	中村地区
坂本 守裕	中村地区
中平 祥一	中村地区
間崎 孝幸	中村地区
河野 正和	宿毛地区（条例別表に規定する高知県宿毛警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
野町 有	宿毛地区
濱田 安俊	宿毛地区

高知県公安委員会告示第12号

平成18年12月高知県公安委員会告示第30号（道路における危険を防止するための交通誘導警備業務を実施する路線及びその区間）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から施行する。

令和2年7月31日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

表中

8 県道桂浜はりまや	同上
------------	----

を

8 県道高知本山	同上
----------	----

に、

11 県道高知春野	同上
12 県道高知土佐	同上
13 県道土佐伊野	同上
14 県道高知北環状	同上
15 県道後免中島高知	同上
16 県道高知南国	同上
17 県道北本町領石	同上

を

11 県道土佐伊野	同上
12 県道後免中島高知	同上
13 県道高知南国	同上
14 県道北本町領石	同上

に改める。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年7月31日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
図書館情報システム再構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立図書館 高知市追手筋二丁目1番1号 オーテピア4階
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社高知支店 高知市本町四丁目2番40号
- 5 落札金額
278,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和2年4月10日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年7月31日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
図書館情報システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立図書館 高知市追手筋二丁目1番1号 オーテピア4階
- 3 落札者を決定した日  
令和2年5月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
月額 2,005,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和2年4月14日